

財務省第9入札等監視委員会
平成22年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成22年12月20日(月) 大阪国税局 第6会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊 (辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士) 委員 谷口勢津夫 (大阪大学大学院高等司法研究科 科長) 委員 松川 正毅 (大阪大学法務室 室長)	
審議対象期間	平成22年7月1日(木) ~ 平成22年9月30日(木)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	貝塚合同宿舎太陽光発電設備設置工事 契約相手方: パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 関西社 契約金額: 13,545,000円 契約締結日: 平成22年7月28日 担当部局: 近畿財務局 上京税務署ほか26税務署及び西寮ほか14寮・宿舎地上波デジタル放送化工事 契約相手方: ホーチキ株式会社 大阪支店 契約金額: 14,175,000円 契約締結日: 平成22年7月8日 担当部局: 大阪国税局
随意契約(公共工事)	一件	
競争入札(物品役務等)	1件	関西空港地方合同庁舎トランスデューサー更新作業 契約相手方: 城陽ダイキン空調株式会社 契約金額: 3,507,000円 契約締結日: 平成22年9月16日 担当部局: 大阪税関
随意契約(物品役務等)	一件	
応札(応募)業者数1者関連	1件	固定電話及び携帯電話の通信網の更改について 契約相手方: ソフトバンクテレコム株式会社 契約金額: 56,302,241円 契約締結日: 平成22年8月2日 担当部局: 神戸税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>貝塚合同宿舎太陽光発電設備設置工事 契約相手方：パナソニックシステムソリューションズジャパン 株式会社 関西社 契約金額：13,545,000円 契約締結日：平成22年7月28日 担当部局：近畿財務局</p> <p>当該貝塚案件を含め、3カ所（貝塚、神戸脇浜、枚方）の宿舎で同様の入札（太陽光発電設備設置工事）を実施しているが、それぞれ落札率が異なっている。</p> <p>同様の入札で工事場所間における落札率の差が10%以上出ていることについて、推測できるような事情はあるのか。</p> <p>また、案件ごとの落札率についてどのように考えているのか。</p> <p>「契約一覧表」や「入札状況調書」を見ると、当該貝塚案件の入札に参加された業者が他の同様の入札（神戸脇浜案件）において、もう少し低い落札率（59.2%）で落札しているものがあった。</p> <p>推測であるが、案件の場所によって落札したいという温度差が異なることや、当該貝塚案件の入札結果を踏まえて、神戸脇浜案件の入札価格を下げたことなどが考えられるがどうか。</p> <p>入札参加資格をA等級に限定された理由は何か。</p>	<p>当該貝塚案件については、予定価格に対応する落札率は71.3%、神戸脇浜合同宿舎が59.2%、枚方合同宿舎が75.0%となっている。</p> <p>予算決算及び会計令第86条の規定による低入札の審査では、当該工事場所で契約予定者が適正な工事ができるかどうかという審査を行っているが、工事場所間における落札率の比較検討は行っていない。</p> <p>工事場所等、入札に参加した業者の受注意欲により、落札率に差が生じたと推測される。</p> <p>入札参加者の意図は分からないが、入札価格の分析を行ったところ、当該貝塚案件と比較して、神戸脇浜案件は経費を更に安く見積もって入札に参加している傾向であった。</p> <p>入札参加資格は、「財務省所管の建設工事等の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領」に定められており、予定価格の金額でA等級、B等級、C等級といったランクが定められている。</p> <p>当該貝塚案件は、予定価格がA等級に相当する価格であったため、入札参加資格をA等級としている。</p>

上京税務署ほか 26 税務署及び西寮ほか 14 寮・宿舎地上波デジタル放送化工事

契約相手方：ホーチキ 株式会社 大阪支店

契約金額：14,175,000 円

契約締結日：平成 22 年 7 月 8 日

担当部局：大阪国税局

入札に関しては、競争入札という趣旨を徹底させるために、あまり参加資格等級で縛らないということが最近言われている。また、法令や、実質的に経営状態の悪い者や契約の履行が見込めない者は入札に参加できないことになっているにもかかわらず、A 等級であるとかいう形式的なところで入札参加資格を制限することの判断が、各部局によって異なっている。

各部局で異なる理由は。

工事請負契約では、契約保証金を免除しているが、通常、保証金を免除するということはあるのか。又は、特別の理由があり免除しているものか。

当該契約案件は、全部で 42 ヶ所であるのか。

今回契約の 42 ヶ所から除外されたところもあるのか。

除外されたところは、どのような理由で除外されたのか。

工事を行っていないところは、どうなるのか。

映らないことを確認したのは、だれが確認したのか。

当課においては、原則論により行うことと考えている。広く競争入札をするに当たって、ランクにこだわる必要はないところもあると思うが、今回の入札に関しては、予定価格が、基準のほぼ倍になっていることから、原則論に則り A 等級としている。

予算決算及び会計令第 77 条第 2 項に基づき、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められる場合及び予算決算及び会計令第 100 条の 3 第 3 号に基づき、資格を有する者による一般競争に付し、もしくは指名競争、もしくはせり売りに付し、または随意契約による場合において、その必要がないと認められるときは保証金を取らなくてもよいと定められていることによるものである。

42 ヶ所である。

ある。

地上波デジタル放送が映るかどうかという単純な振り分けをし、視聴に障害があるところについて、工事を行ったものである。

大半はテレビを地上波デジタル放送対応に変更することにより対応可能であるという状況が確認できたため、地上波デジタル放送が映ったのを確認した上で、工事を行わないこととした。

職員が確認している。

落札業者は、地上波デジタル放送の映らないところを映るようにする工事を行ったということか。

当該案件の工事は現場に行ってみないと、どのような工事となるのかが分からないものか。

当該案件の場所は必ず工事を行うと決めていたということか。

42ヶ所の工事を行うため契約金額が高額となるが、分割することにより、契約金額が下がり、対応する等級も下げることが可能となるのか。

当該工事を一括で行った理由はあるのか。

落札者が低価格でも可能と言っている理由の1つに、事業所が複数あり、工事箇所の近隣事業所で対応可能であるとしているが、裏を返すと、小さな業者であっても、特定のエリアであれば入札に応じることが可能であるが、全体となると対応できない業者もあると思う。

地域を分割することも検討対象にしていたほうがいいと思う。

分割しなかった大きな理由として、小規模工事では、割引期待率は適用しないこととしており、大規模工事とすれば、割引期待率を設定し、価格を下げることを考慮されたのではないかと思うが、工事内容等による割引期待率の分類については、合理的な分類であるのか。

割引きを見込むため、一括したことと競争入札との関係は、どのように考えているのか。

そのとおりである。

いいえ。今回、視聴に障害があるところに専門業者を派遣し、設計を行わせているため、これに基づき工事を行っている。

そのとおりである。

そのようになる場合もある。

地域で分割するなどの検討は行ったが、1ヶ所ごとの工事は小規模のものであり、規模を大きくすることにより、工事に要する部品点数が増えることから、仕入れコストが非常に下がるということもあり、一括発注とした。

今後の参考とさせていただく。

建築業界では、建築、電気、設備という3分類としているが、基本的に建築があつて、そこに電気とか機械があつた場合は、建築一式で出すケースが大半である。

反対に、今回の電気通信工事のように、1回限りの入札では、工事等の内容や時期等により割引率が異なることから、割引期待率を設定することは困難であるため、大部分を占める建築一式に合わせている。

公共工事であるため、できるだけ広く参加していただき、また、公共事業を安価に調達する必要があると考える。

予定価格の算出にあたり、非常に細かく積算されているが、国税局の中に専門家がいるのか、又は外注しているのか。

今回の入札案件の積算は、全て、コストの積み上げであるのか。

外注や専門家がいるわけではなく、職員が算出している。

そのとおりである。

関西空港地方合同庁舎トランスデューサー更新作業

契約相手方：城陽ダイキン空調 株式会社

契約金額：3,507,000円

契約締結日：平成22年9月16日

担当部局：大阪税関

契約金額3,507,000円は、大阪税関が主たる負担者であるが、分担はどのように決めているのか。また、契約書の別表では、分担率を面積比としているが、その理由は。

トランスデューサーの更新は初めてか。

他の庁舎では、更新はあったのか。

予定価格調書の機材の価格等で、業者から見積りを徴したものはどれか。

これは、メーカーによる直接見積りであるのか。

予定価格調書のその他の費用とは何か。

見積りを徴している者も入札に参加しているのか。

見積りをを行った者は、以前から取引があるのか。

設置に関しては、機械を確認して受け取りをしているのか。

当該機械は何年ぐらい使用可能であるのか、また、更新前の機械は何年使用したのか。

分担契約を要するものについては、事前に「合同庁舎会議」という、各入居官庁の代表者の会議の場において、分担率を合意の上、決定している。

分担比率は、面積比率や人員比率など、複数あり、契約案件により合理的なものを適用している。

当該案件については、電気の使用に関するものであることから、専有面積の比較による面積比率を採用している。

関西空港の地方合同庁舎では初めてである。

当課では、実績の確認はしていない。

大阪税関が管理する庁舎では、小規模の庁舎等が多いことから、入札となる案件がほとんどない。

予定価格調書の部材費について、2者から見積りを徴している。

そのとおりである。

その他の費用とは、機器の設定調整費や停電時の復旧作業であるため、当該業務を行う者から見積りを徴している。

参加している。

他の案件で、契約を行ったことがある。

今回の入札に参加したが、落札とならなかった。

トランスデューサー本体の使用可能年数は15年程度と言われている。

なお、メーカー側の使用可能年数は、故障したときの交換部品等の保証期限が7年としていることから、7年としているが、実際は、15年程度使用可能であり、交換部品も7年で全てがなくな

機械の設置では理解できるが、請負契約で設置するときには、今までは問題が無かったのか。

瑕疵担保責任は1年間あるが、特に何も無かったのか。

入札の執行は問題ないと思うが、更新時期の件についてであるが、機械の異常に気付いたため、更新を行ったのか。異常に気付かなかったら、現在も使用していたのか。

機械の異常に気が付いておらず、たまたま気がついて更新したのか、ずっと見ておられて異常を感知して更新したのか。

電気が供給できなくなるだろうという数値を指し示した時点で、点検を実施しなかったのか。

危機管理的にはいかなものと思う。

使用できるものを、長く使用するの節約の観点から良いことであるが、異常が生じた時点で早目早目に、点検を実施して、問題がないかどうかを確認した方が適切ではないかと思うがいかがか。

予定価格調書に記載のある値引率の件であるが、当該案件では、聞き取り調査により算定しているが、値引率は各部局の裁量に任されているものか、または、一律の基準はあるのか。

また、値引率に関しては、財務省からの指導や、

ることは考えられないため、使用可能期間の最大まで使用させている。

従って、平成6年から当該庁舎を使用しているが、建築時からトランスデューサーは設置しており、実際はそれより1年半から2年前から使用していたと思われ、今回更新したものは18年程度使用している。

今までのところは特に何もない。

近年、機械の精度が落ちていた。

使用可能と判断していれば、現在も使用している。

なお、当該機械を含め、関西空港の庁舎の機械等が開港から10年を過ぎたころから、徐々に異常等が生じており、5年の長期的なスパンで、各機械が使用できなくなることを想定し、更新時期を検討していたものである。

また、当該機械の保守会社からも、今後の使用に耐えるのは困難であるとの意見があったことから、更新したものである。

設備保守の検査項目に日々の数値は、日報により報告を行っているので、日々確認していたものである。

当該機器は保守契約により、日常点検を行っているが、大々的な点検となると、費用等を要することから行っておらず、トランスデューサーの老朽化の原因が確認できたことから更新を行ったものである。

今後、参考にさせていただく。

大阪税関としては、特に一律の基準は設けていない。

また、値引率に関して、特に財務省からの指導等はない。

通達はないのか。

値引率が、各部署に任されている場合、担当部局ごとに異なる値引率が算出されるということか。

また、値引率に関して、何者聞き取り調査されたのか。

そのとおりである。

機械及び部材に関しては2者、機械の調整費に関しては3者である。

固定電話及び携帯電話の通信網の更改について

契約相手方：ソフトバンクテレコム 株式会社

契約金額：56,302,241円

契約締結日：平成22年8月2日

担当部局：神戸税関

固定電話と携帯電話をセットにして通信網を更改するということが、障害になる会社もあると思うが、固定電話と携帯電話を分けた場合と、セットにした場合の方法及び費用について、比較検討を行ったのか。

契約金額の高いものであっても、入札参加資格がA等級のみでなく、全ての等級を認めており、各部局によって入札参加資格の取扱いが異なっているという印象を受ける。

参加資格の基準を使い分けると合理的な説明がない限り、透明性に欠けると思うが、どのような基準で設定しているのか。

固定電話と携帯電話をセットにして通信網を更改するような契約について、応札側に対する、独占禁止法などの関係法令に抵触するかどうかなどの検討を行ったのか。

各社が提供するサービスが多様化しており、各社とも固定電話と携帯電話をセットにしたサービスを多く提供している状況である。

その中で、そのサービスに基づき当局の現状で金額を算出したところ、固定電話と携帯電話間又は、携帯電話間において、同じ通信会社間であれば、1月1台当たり1,000円程度払えば通話無料となるプランもあり、各種サービスについてシミュレーションを行った結果、一括して契約した方が、スケールメリットが出るという結論に達した。

官公需法に基づき中小企業を保護することを含めて、競争性を確保することを目的に、参加資格を拡大させている。

予定価格に対応した等級の決定について基準はあるが、財務本省から等級の上位、下位若しくは全等級を含めることについての特段の指示は受けていないことから、門扉を広げる意味ですべての等級を含めるか、又は上位、下位を含めるのかという判断は各部局において行っている。

当課で検討を行った上、顧問弁護士にも確認を行い、当該契約に関する内容については、独禁法に抵触するものではないという回答を受けている。